

令和５年度 介護給付適正化事業の実施状況

○第８期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画

取組①	要介護認定の適正化
内容	適切かつ公平な要介護認定のため、原則、市職員が認定調査を行うとともに、すべての調査結果の内容を市職員が点検する。
実績	認定調査結果に対する点検割合 100%

取組②	ケアプランの点検
内容	居宅介護支援事業所にケアプランの提出を求め、利用者の自立支援に資するよう適切に作成されているかなどの項目を点検し、介護支援専門員への指導や助言を行う。
実績	・点検数 73 件 ・ケアマネ研修 6 月、1 月に実施（年 2 回）

取組③	住宅改修・福祉用具の点検
内容	利用者の自宅を訪問し、適切な住宅改修であるか、適切な福祉用具の利用であるかどうか現地確認する。
実績	【住宅改修】 施工前の点検 1 回

取組④	縦覧点検・医療情報との突合
内容	国民健康保険団体連合会から提供されるデータを活用して、サービス事業者からの介護給付費の請求内容の点検を行う。
実績	国保連への委託により、毎月分を実施

取組⑤	介護給付費の通知
内容	介護サービスの利用者に対し、定期的にそのサービス利用状況を通知し、不正な請求の発見に努めるとともに、適切なサービスの利用を普及・啓発する。
実績	5 月、8 月、11 月、2 月に通知（年 4 回）

取組⑥	実地確認の実施
内容	適切な介護サービスの確保を図るため、介護サービス事業者に対し、実地確認を継続して行う。 市に指定権限のある介護サービス事業者に対しては 3 年に 1 回の周期で実施する。
実績	総合事業の実地確認 11 件